

# 福岡県公報

平成25年6月28日  
第3508号

## 目次

### 告示(第1061号-第1081号)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○自動車税収納事務の委託	(税務課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8

## 公 告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 8
○一般競争入札の実施	(システム管理課) …………… 10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 13
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 16
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課) …………… 18

## 雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 22
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 22
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 22
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 23
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 23
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 23
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 24
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 24
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 25
○西日本宝くじの発売	(財 政 課) …………… 25

## 告 示

### 福岡県告示第1061号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ふくようスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

片田 秀治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市弥生2丁目43番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害の有無などに関わらず、地域の幼児から中高年齢者の人々に対して、幼稚園・保育園・小学校でのスポーツ教室の開催事業、スポーツ選手などの育成事業、及び文化・芸術・スポーツを通じて、中高年齢者の健康促進、子どもたちの健全育成を図り、より良い町づくりに寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1062号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更後)

特定非営利活動法人地域再生プロジェクト

(変更前)

特定非営利活動法人集客力環境研究会

(2) 代表者の氏名

井本 清規

(3) 主たる事務所の所在地

(変更後)

福岡県太宰府市石坂1丁目10番12-101号

(変更前)

福岡県福岡市中央区今泉2丁目3番8-701号

(4) 定款に記載された目的

(変更後)

この法人は、地域の活性化などの事業を通して、地域経済社会の発展と生活環境の改善などを図ることにより地域振興に寄与することを目的とする。

(変更前)

この法人は、中心市街地の再生や地域の活性化などの事業を通して、地域経済社会の発展と生活環境の改善などを図ることにより地域振興に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1063号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人久留米市手をつなぐ育成会
- (2) 代表者の氏名  
西村 郁子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市長門石1丁目1番34号 久留米市総合福祉センター内
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者問題に関する啓発活動及び障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1064号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 A F O
- (2) 代表者の氏名  
今村 一宏
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県田川市大字弓削田1765番6
- (4) 定款に記載された目的  
(変更前)  
この法人は、障害者及び求職困難者に対して雇用問題や雇用の拡大を図っていく為に無料職業紹介事業を行う。

障害者自立支援法に基づいた就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助事業を行う。

雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための職業紹介事業、障害福祉サービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者及び求職困難者に対して雇用問題や雇用の拡大を図っていく為に無料職業紹介事業を行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助事業、自立訓練事業、特定相談支援事業及び一般相談支援事業を行う。

雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための職業紹介事業、障害福祉サービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1065号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会
- (2) 代表者の氏名  
吉柳 順一
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市新飯塚24番地3号飯塚労働会館内
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在日コリアンと日本人に対し、人権・平和・歴史に関する事業を行い、日韓・日朝の友好親善と朝鮮半島の平和的統一の実現に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1066号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 ピーサス

(2) 代表者の氏名  
高橋 智宏

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市津島565番地1

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、年齢や障害の領域を越え、子どもから高齢者まですべての人々に対し、高密度かつ多機能な医療型介護福祉サービスを提供することで、地域での健やかで自立した生活を支援し、地域の活性化に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1067号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町松原595番1、595番3及び1087番7の一部並びに松木六丁目2080番2の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
朝倉市一ツ木1148番地1  
ナチュラル株式会社  
代表取締役 森 信

**福岡県告示第1068号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
隈上土地改良区	平成25年6月18日

**福岡県告示第1069号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市中央一丁目391番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市南区五十川一丁目12番17号  
川原 ヨシ子

**福岡県告示第1070号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	瀬 高 久留米 線	前	久留米市荒木町荒木1753番3先から 久留米市荒木町荒木6200番先まで	6.5 ～ 15.0	130.4
			後	久留米市荒木町荒木1753番3先から 久留米市荒木町荒木6200番先まで	9.0 ～ 15.0	130.4

**福岡県告示第1071号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 12.4	240.0

久留米	県道	瀬 高 久留米 線	後	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 12.4	240.0
			後	久留米市荒木町荒木1584番1先から 久留米市荒木町荒木900番2先まで	6.8 ～ 16.2	247.8

**福岡県告示第1072号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人日本アラビア語検定協会
- (2) 代表者の氏名  
宮川 佳子
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市天道63番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、多くの市民が利用できるアラビア語検定試験を実施し、その他アラビア語・アラブ文化の普及啓発事業を行い、教育者、学習者、アラビア語ないしアラブ文化に関わる市民や公的機関どうしの幅広い交流を促進し、ひいては日本とアラブ諸国の国際交流および相互理解に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1073号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まちづくりネットワークちくご

(2) 代表者の氏名

鶴 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字志28番地1

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、「ちくご」をはじめその周辺地域において特定非営利活動促進法第2条別表に掲げられた1号から16号の活動を障害者・高齢者等すべての住民が安心して生活できる地域社会を実現するために、「ちくご」のまちづくりに関する事業として行なうとともに、17号による市内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークの構築を行ない、もって、「ちくご」における市民生活の向上とその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、「ちくご」をはじめその周辺地域において障害者・高齢者等すべての住民が安心して生活できる地域社会を実現するために、「ちくご」のまちづくりに関する事業として行なうとともに、市内外の諸団体、市民、行政及び企業との幅広いネットワークの構築を行ない、もって、「ちくご」における市民生活の向上とその福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1074号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アクアスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

松永 征年

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県三潞郡大木町大字八町牟田538番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくり及び学術、文化、芸術の振興に関する事業を行い、地域住民の健康増進及び青少年の健全育成、体力の向上を図り、健康で明るく活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1075号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年6月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像

## (2) 代表者の氏名

林 國昭

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市赤間1丁目1番14号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、もって消費生活の安定、向上に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1076号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成25年6月12日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるんるん

## (2) 代表者の氏名

芹田 隆子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市荘島町520番地2

## (4) 定款に記載された目的

この法人は誰もが心豊かに安心して子育てができるように子育て家庭の立場に立

った子育て支援、情報発信、人材育成をし、地域社会における公益の増進に寄与する事を目的とする。

**福岡県告示第1077号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字今井字平田1299番1、1299番3、1300番及び1303番1、字ヨセ1373番1、1373番3、1373番4、1379番1、1379番2、1380番1、1380番2、1381番1、1381番3、1382番1、1382番3、1382番4、1383番1、1384番1並びにこれらの区域内にある市所有地の水路である字ヨセ1381番2の一部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

行橋市道場寺1470-3

太陽交通 株式会社

代表取締役 堀 貫治

**福岡県告示第1078号**

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年条例第36号）第3条第1項第9号に規定する自動車税

## 2 委託の相手方

## (1) 名称

福岡県自動車販売店協会

## (2) 住所

福岡市東区千早三丁目9番23号

## 3 委託の内容

次の業務場所における自動車税の収納事務

- (1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館
- (2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館
- (3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館
- (4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

## 4 委託した日

平成25年4月1日

## 5 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**福岡県告示第1079号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市下浦字地光564番1、564番2及び566番2から566番4まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市下浦715番地 医療法人 かつき会 理事長 香月 玄洋

福岡市中央区山荘通三丁目77番地2 香月 玄洋

**福岡県告示第1080号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	185	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署内 小倉北交通安全協会 会長 津留 義信	北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署内	平成25年6月14日
旧		北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署内 小倉北交通安全協会 会長 津留 義信		

**福岡県告示第1081号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市青柳町字良仙寺100番1、100番6、102番1、102番3、104番1、104番2、104番5及び107番1並びに字新城106番40から106番42まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市花見南二丁目16番1号

株式会社 増田桐箱店

代表取締役 藤井 博文

**公 告****公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。



平成25年6月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・平成25年度一般業務用パソコン賃貸借
- ・捜査用カメラシステム賃貸借
- ・福岡県警察通信指令システム（作戦指揮台）賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（

様式第4号)

- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の入手方法

- ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)
- イ 県民情報センター及び各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる(コピー代は実費徴収)。

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年7月17日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
一般業務用パソコン 3,526台
- (2) 調達物品の特質等  
入札仕様書による。
- (3) 履行期限  
平成25年12月1日から平成31年11月30日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成22年1月福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加審査資格申請書に必要事項を記入のうえ、平成25年7月17日(水)午後3時

までに次の(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。

イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる。(コピー代は実費徴収)。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ)

平成25年8月7日 (水) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 納入しようとする物品等が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する仕様申立書等を、仕様申立書作成要領に従い作成し、平成25年7月29日 (月) 午後3時まで、福岡県総務部システム管理課情報基盤係に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があって、システム管理課情報基盤係から補正又は説明を求められた場合に、平成25年8月6日 (火) までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部システム管理課情報基盤係 (県庁行政棟6階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号092-643-3194 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成25年6月28日 (金) から平成25年7月25日 (木) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成25年8月7日 (水) 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の賃貸借料のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月8日開封〈平成25年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約〉の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「8月8日開封〈平成25年度一般業務用パソコン賃貸借に係る契約〉の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 12 開札

### (1) 日時

平成25年8月8日（木）午後1時30分

### (2) 場所

5の部局とする。

### (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

### (4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

### (2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成25年8月7日（水）午前10時00分から午後2時00分までにシステム管理課情報基盤係へ「保証金等納付書」（システム管理課情報基盤係で入手すること。）を添えて納付又は提供すること。（入札説明書の「入札保証等についてのお願い」を参照のこと）

### (3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### (4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

### (5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結しその証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該

入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

Personal Computer 3,526

– The details are described by the manual of this tender.

(2) Period of Lease

From 1 December 2013 through 30 November 2019

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender.

(4) Time Limit of Tender

5:00 PM 7 August 2013

(5) Contact point for the Notice

Systems Management Division,

Fukuoka Prefectural Government Office,

7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan.

TEL 092-643-3194

FAX 092-643-3121

---

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量  
 捜査用カメラシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等  
 入札説明書による。

(3) 賃貸借期間  
 平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 納入場所  
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手方法

- ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。
- イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 （電話番号）092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月7日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課  
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
 （電話番号）092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年6月28日（金）から平成25年8月6日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所  
 5の部局とする。

(2) 提出期限  
 平成25年8月7日（水）午後5時45分

(3) 提出方法  
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## (2) 日時

平成25年8月8日（木）午前11時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for the Criminal Investigation Assistance Camera System
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on August 7, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141(Ext 2237)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
福岡県警察通信指令システム（作戦指揮台）賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成26年2月1日から平成30年2月28日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次(2)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手方法

- ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。
- イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

(2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月7日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者



- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-641-4141 内線2234
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成25年6月28日(金)から平成25年8月6日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所  
5の部局とする。
  - 提出期限  
平成25年8月7日(水)午後5時45分
  - 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
  - 日時  
平成25年8月8日(木)午後2時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場

合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額(入札金額に100分の105を乗じた金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札  
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。  
(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。  
(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。  
(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。  
(6) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for Fukuoka prefectural police Communication command system (A set of devices for operation command control as part of a larger system)  
(2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on August 7, 2013

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka  
Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141(Ext.2234)

#### 公告

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年6月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 意見募集期間

平成25年6月28日から平成25年7月29日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

### 雑 報

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2097回西日本宝くじ  
2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成25年10月9日から  
平成25年10月22日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,726,445円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 14,045,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2098回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年10月16日から  
平成25年10月29日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 225,750,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,308,425円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2099回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 700,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年10月23日から  
平成25年11月5日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 317,300,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 61,101,915円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 26,880,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2100回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年11月13日から  
平成25年11月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,800,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,258,025円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 30,650,000円
- 9 受託申請期限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2101回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成25年11月20日から  
平成25年12月3日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 108,310,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,888,150円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,450,000円
- 9 受託申請期限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2102回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円  
450万通

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成25年12月9日から  
 平成25年12月25日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 405,630,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 80,421,390円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 55,170,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2103回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 1,400,000,000円  
 1組10万通 70組  
 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成25年12月21日から  
 平成26年1月7日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 638,900,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 122,172,645円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 49,684,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2104回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 800,000,000円  
 400万通  
 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成25年12月26日から  
 平成26年1月7日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 360,160,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 71,940,960円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 49,040,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2105回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年1月8日から  
平成26年1月21日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 145,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,490,820円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,628,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2106回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年1月15日から  
平成26年1月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,683,645円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23,040,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2107回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円

- 4 発 売 期 間 平成26年1月22日から  
平成26年2月4日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 227,150,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,185,575円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 29,395,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2108回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 350,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年1月29日から  
平成26年2月11日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 152,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,816,845円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 16,522,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2109回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年2月5日から  
平成26年2月18日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 272,640,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,008,640円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 34,245,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2110回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成26年2月12日から  
平成26年2月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 129,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,812,545円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 11,272,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2111回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年2月19日から  
平成26年3月4日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 227,200,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,132,025円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 29,395,500円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2112回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成26年3月5日から



平成26年3月18日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,066,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,988,246円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 24,520,000円
- 9 受託申請期限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2113回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成26年3月8日から  
平成26年3月20日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,967,145円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,573,000円
- 9 受託申請期限 平成25年7月12日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成25年6月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2114回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成26年3月21日から  
平成26年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,232,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,251,500円
- 9 受託申請期限 平成25年7月12日